

電波有効利用の促進に関する検討会(第4回会合)議事要旨

1 日時

平成 24 年 6 月 5 日(火) 16 時 00 分－18 時 10 分

2 場所

総務省 8階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(メンバー:50 音順、敬称略)

清原聖子、熊谷博、関口博正、高畑文雄、土居範久(座長)、土井美和子、林秀弥、藤原洋、水越尚子、森川博之、吉川尚宏

(総務省)

松崎副大臣、森田大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、川崎基幹通信課長、田原移動通信課長、巻口衛星移動通信課長、丹代電波環境課長、佐々木放送政策課長、荻原電波利用料企画室長、星監視管理室長、内藤企画官、菅田企画官

(事務局)

電波政策課

4 配布資料

- | | |
|--------|--|
| 資料 4-1 | 消費者からの電波の有効利用について【木村構成員】 |
| 資料 4-2 | 防災・消防無線の整備 「防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進への支援」に係る要望について【茨城県】 |
| 資料 4-3 | 災害を見据えた機器開発、インフラ整備の考え方【日立国際電気】 |
| 資料 4-4 | 電波有効利用の促進に関する検討会 説明資料【日本放送協会】 |
| 資料 4-5 | 電波有効利用の促進に関する検討会 ヒアリング説明資料【日本民間放送連盟】 |
| 資料 4-6 | 基準認証制度等に係る課題【テレコムエンジニアリングセンター】 |

- 資料 4-7 米国での端末修理再生事業の概要および今後の日本での事業展望と電波の有効利用促進に向けた意見要旨
【アシュリオン・ジャパン】
- 資料 4-8 電波の有効利用の促進に向けた検討課題
【日本データ通信協会テレコム・アイザック推進会議】
- 資料 4-9 主要国の電波利用料等の概要等 【事務局】
- 資料 4-10 意見募集の結果について ～主な論点・提出者の観点から～
【事務局】
- 参考資料 4-1 電波有効利用の促進に関する検討会(第2回会合)議事要旨
- 参考資料 4-2 ヒアリング対象者の電波の有効利用促進に関する意見募集の結果

5 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

① 構成員からの発表

- ・ 資料4-1について、木村構成員欠席のため、資料配付のみ行われた。

② 意見提出者等からのヒアリング

- ・ 資料4-2から資料4-8に基づいて、意見提出者から、それぞれ提出意見の内容について説明が行われた。

③ その他

- ・ 資料4-9及び資料4-10に基づいて、事務局より説明が行われた。

④ 意見交換

- ・ 意見提出者の発表及び事務局の説明に対して意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。

(清原構成員)

資料4-9について、事務局にお尋ねしたい。米国の行政手数料が小規模であり、韓国と英国は同規模だと思うが、日本がそれらの国と比べて大規模なのはなぜか。また、茨城県から説明のあった自治体への電波利用料による支援の要請についてだが、自治体へICT普及交付金のような形で総務省からの支援の方法があるのではないか。

(事務局)

例えば米国の行政手数料は約280億円という規模になるが、オークションや携帯電話について税金のような形でも徴収を行っており、どこまで含めて考えるかという問題がある。行政手数料は行政の基礎的な部分に係る費用であるが、オークションの収入や税金で賄う部分等も含めて全体として見ると日本が必ずしも規模が大きいとは言えない。日本の場合は、このような費用をコンスタントに電波利用料という形で毎年徴収する形をとっており、同じ形ではないので一概に比較はできないと考える。

韓国では、周波数割当対価の設定を一部は政府が行ったり、オークションで設定したりしている。また、周波数割当対価や放送事業者から徴収した費用等が基金に組み入れられて、約1千億円規模の基金を使って研究開発や人材育成を行っている。

我が国では電波利用料により電波資源拡大のための研究開発を行っており、全体

を比較すれば、必ずしも一概に日本だけが高いとも言い切れない。色々な制度が入り組んでおり、一律に比較するのは難しい。

(座長)

オークションの落札金については、各国で用途は限定されているのか。

(事務局)

本検討会第1回の事務局説明資料で説明させていただいたところではあるが、米国等のように地デジ関係機器の配布やデジタルデバインド対策などに使用し、用途は制度上決まっている国もあれば、用途を決めずに一般財源に全て入れているという国もある。韓国のように基金に入れて人材育成等で使うという国もある。国によって制度は異なる。

続いて清原構成員の2番目の質問について、従来からの情報通信関係の施設整備については、一般財源の補助金や交付金により、光ファイバー、関連のサーバー、ルーター類等を対象とした自治体として必要な情報通信システムの整備を実施している。最近では概ね情報通信基盤、特にブロードバンドの整備が進展しており、様々な見直しを進めてきている。

(清原構成員)

茨城県が、自治体に対して防災関係のネットワーク構築の支援を要望しているが、その点について、これは電波利用料によって支弁するものなのか。既存の他の交付金で支援されうるものではないか。その整理について教えて頂きたい。

(事務局)

同じ事業に二重の予算を充てることはないが、例えば地デジの完全移行や携帯電話エリア整備に電波利用料を充ててきたのは、他の電波を使用する者にも裨益する事業であるためである。電波の使い方が全く同じであって単なる施設整備をサポートするのであれば、従来の交付金による支援が相応しいと考える。例えば消防、防災関係について、従来以上の有効利用が可能になり、空いた周波数を他の用途に割当てが可能になり受益が及ぶのかどうか等、他の免許人への裨益の有無という観点からのご検討をお願いしたい。

(林構成員)

資料4-7の5ページについて、修理費用が日本と米国で大きく異なる理由を知りたい。米国の場合は新品部品とリサイクル部品を混合して修理に使うとのことだが、日本でも実施しているのか。また、日本の部材費を米国同様に安くすることについて、

難しい理由があるのか。

(アシュリオン・ジャパン)

日本と米国では部材費が大きく異なる。米国の場合、部材費は新品又は再生品の混合であり、トータル単価が安くなることが最大の理由と考える。

日本では修理するメーカーが再生部品を使っていないことが、部材費が米国に比べて高価になっている理由と考える。

(林構成員)

再利用をした場合に純正品と品質面において完全な代替が可能なのか。

(アシュリオン・ジャパン)

弊社の例で言うと同等である。

(座長)

問題は制度上、修理によって技術基準適合証明が失効するのかどうかである。

(水越構成員)

資料4-6の10ページで、認証機関の国際競争において、機器に対する支援が必要なのか、それとも標準化と技術基準策定のスピード等、制度的にも改善する点があるのか。諸国と比較して、希望があれば聞かせて欲しい。

資料4-8の6/8ページで、Wi-Fi 網接続の場合の追跡手段について、具体的に何によって追跡手段を確立すべきというご主張なのか、ご説明願いたい。

(テレコムエンジニアリングセンター)

外国機関との競争のポイントはスピードと考えるが、自助努力でやっていけると思う。しかし、認証コストの競争も非常に激しく、外国の場合は、試験について試験機関にやらせて認証だけするケースが多々ある。日本、特にテレコムエンジニアリングセンターの場合は、自前の試験装置や試験施設を、試験が年に数回しかなくても、いつでも顧客の要求に応えられるように準備しており、コスト高になる。

(テレコム・アイザック推進会議)

例えば携帯電話を使用する場合を考えると、携帯端末を購入し、ISP契約や公衆Wi-Fi 網契約等、携帯会社と契約した端末で他のISPを使った通信をすることが可能となり、契約したISP以外のところで、悪意のプログラムやサイバー攻撃の標的になることが有りうる。その情報は各ISPや携帯電話会社網といった会社間で相互に渡せな

いので、どこでどういう風に悪意あるプログラムに感染したのか等が分かりにくい状況であることが問題である。

(水越構成員)

法律の改正等を求める趣旨ではないと考えるが、民間と行政の間で何らかの取り決めをしていくことが必要という要請か。

(テレコム・アイザック推進会議)

法律を定めて行う考え方もあるし、民間同士で顧客のプライバシーを保護しつつ、なんらかの情報交換をする等、色々な方法があると思う。今現在、我々がこうした方がよいという意見を述べる段階に至っていない。

(土井構成員)

2点質問がある。1点目は資料4-6の6ページ、MRAについて外国もそれぞれ適合性評価機関で評価している図になっている。一方、資料4-9の3ページの、各国の適合性評価方法を見ると、米国は無線機器について認証であるが、欧州は自己宣言の形で、必ずしも認証機関で行っていないが、どう考えたらいいのか。

2点目はアシュリオン・ジャパンに伺いたいのだが、iPhone等のスマートフォンはどこでも修理できるわけではない。必ずアップルのお店に持っていかなければいけないが、米国ではどのように扱われているのか。日本では今後どうなるのか。

(事務局)

MRAについては、基本的に自国の制度に合った形で外国の適合性機関で外国のメーカーが予め認証を受けて、輸入を受け入れるので、各国の制度に合わせて外国で認証することになっているので、問題は無い。

(土井構成員)

現在、建前として第三者の評価を受けているかもしれないが、法律としては評価を受けなくていいようにうかがえる。第三者の評価を受けていない機器が入ってきたときに法的にどのように水際対策を行うのか。

(事務局)

欧州では自己宣言となっているが、欧州のメーカーが日本に輸出するためには、日本の制度に合わせた形で欧州の認証機関が日本と同様の認証をして、その上で日本に輸出することになっている。このため、欧州の認証機関は自己宣言によってではなく、日本の認証制度に則った形で日本に輸出する。

問題となっているのは、海外から輸入される機器の中でも、日本の技術基準に合っていない機器で、日本の認証制度に基づかずに作られたものが日本に輸入されていることと認識している。

(アシュリオン・ジャパン)

ご指摘のとおり、iPhone はメーカーのショッブに持っていかないと修理できない。米国も同じく、弊社はアップルから部品の調達はできていないので修理はしていない。それ以外の詳しい状況は分からない。

(吉川構成員)

事務局をお願いしたいのだが、資料4-9について、私の問題意識は、M2Mの振興を考えた場合、端末一台あたりにかかる電波利用料が国際的に見て日本が有利な水準にあるか明確にしたい。無線局1台あたりの電波利用料について日本が割高なのかどうか、特にARPUを考えると、一回払ってしまったコスト、つまりサンクコストは問題にならないが、毎年のランニングコストの方が携帯電話事業者におけるM2Mの利用料にかなり影響すると思うので調べていただきたい。

もう1点、日立国際電気に教えていただきたいが、防災無線とその標準化との関係について、防災無線の国際標準があって、今も標準化活動を実施しているのかどうか教えて欲しい。

(日立国際電気)

防災無線の国際標準化について、例えば、ASTAP において、日本の提案である60MHz 帯デジタル同報系無線がレコメンデーションとして、昨年10月に採択されたところである。防災関係の分野では、公共ブロードバンドシステム等を今後海外に広く展開するポテンシャルはあると考えている。

(吉川構成員)

今後、更に防災無線について標準化をうまくやれば海外展開が可能であると理解してよろしいか。

(日立国際電気)

そういう方向が望ましいと思う。さらに付け加えれば、例えば各国の周波数帯域が異なる点について、各周波数帯に対応したフィールド試験等に、電波利用料財源を投入いただければ、外国でアクションを起こしやすいのではないか。

(高畑構成員)

茨城県の資料4-2に関して、電波利用料を防災情報ネットワークの研究開発に使用するか否かは今後の議論によるものと思われる。さらに、防災情報ネットワークの設備投資費用に電波利用料を充ててもらいたいとあるが、膨大な額になると思う。私見ではあるが、電波利用料は年間約680億円であり、膨大な額であるとは言え、インフラ整備の用途に使うと、すぐに足りなくなってしまうのではないかと思われる。もう1点、テレコム・アイザック推進会議の資料4-8には、電波利用料からの支出とは明に書かれていないが、元来無線LANは免許不要局で、混信を覚悟で運用しているので、電波利用料を使うとしたならば、疑問が生じることになる。民間ベースで研究開発をするのが道理ではないかという感じを受けるが、この辺はいかがか。

(テレコム・アイザック推進会議)

民間でやれることは民間でやるべき。例えばインターネットは、民主導の部分もある。

私どもの意見として、新しい電波を利用したプロトコルを作ったり、各社で相乗りできるように環境を整備したり、様々な方法が考えられるので研究開発を必ずしなければいけないと思っているわけではない。様々な観点からご検討をいただきたいという要望である。

(藤原構成員)

資料4-9で、売上に応じ電波利用料を課金している例があったように思うが、先程の吉川構成員の質問にも関係するが、同じ事業者でも、用途やサービスの内容によって電波利用料の料額が違う例があるのかどうか、お調べいただきたい。

また、アシュリオン・ジャパンは電波利用料の利用方法について特にコメントがなかったが、どんなことに使えばいいとお考えか。

(アシュリオン・ジャパン)

特にない。

(座長)

藤原構成員から事務局への依頼について、難しいとは思いますが、努力をしていただくということをお願いしたい。

(林構成員)

電波利用料の比較について、例えば米国の行政手数料で、規制業務にかかる費用の一部はFCCの会計に直接入り、FCCの人件費等に使われる様な性格のもので、

電波利用料とは性格が違っていると理解していた。米国の場合、この行政手数料はどう電波利用料と比較すればよいのかを追加的にご説明いただければありがたい。

(事務局)

基本にご指摘のとおりであり、米国の行政手数料は、行政にかかる費用、例えば人件費等を含めて通信事業者等から徴収するというものであり、日本の電波利用料の用途と比べると、かなり限定的なものになる。そういう意味で直接横並びでの比較は難しい。資料4-9で網かけして電波利用料に近いと分類した理由は、行政の費用に活用しているというのが1点と、年次的に料額を決めて徴収しているという類似点があることを考慮したものである。一方、申請手数料等は、免許の申請時等に限り徴収するものなので、性格的には違っていると考えた。形式的な部分で判断した部分が大きい。

(3) その他

- ・ 事務局より次回開催日程について説明が行われた。

(4) 閉会

以上